

◎佐賀県条例第9号

佐賀県環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例
 佐賀県環境の保全と創造に関する条例（平成14年佐賀県条例第48号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(温室効果ガスの排出抑制)</p> <p>第6条 知事は、地球温暖化を防止するため、県内の温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化に関し、目標及び総合的な対策その他の事項を定めた地球温暖化防止地域計画を策定するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(特定施設の設置の届出)</p> <p>第9条 特定施設を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事（騒音に係る特定施設にあつては、<u>市町長</u>。次条第1項、第11条第1項及び第2項、第12条、第13条第2項、第14条第3項、第19条第2項及び第3項、第44条第1項並びに第45条第1項において同じ。）に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(事故時の措置)</p> <p>第40条 略</p>	<p>(温室効果ガスの排出の量の削減)</p> <p>第6条 知事は、地球温暖化を防止するため、県内の温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の<u>量の削減</u>並びに吸収作用の保全及び強化に関し、目標及び総合的な対策その他の事項を定めた地球温暖化防止地域計画を策定するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(特定施設の設置の届出)</p> <p>第9条 特定施設を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事（<u>粉じん又は汚水等に係る特定施設（佐賀市の区域の施設に限る。）</u>にあつては<u>佐賀市長</u>とし、騒音に係る特定施設にあつては<u>市町長</u>とする。次条第1項、第11条第1項及び第2項、第12条、第13条第2項、第14条第3項、<u>第16条第1項、第17条第2項、第18条第2項、第19条第2項及び第3項、第40条第2項及び第3項、第41条第1項及び第2項、第44条第1項並びに第45条第1項</u>において同じ。）に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(事故時の措置)</p> <p>第40条 略</p>

改正前	改正後
<p>2 汚水等に係る特定施設を設置している者は、当該特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、有害物質又は油（水質汚濁防止法第2条第4項に規定する油をいう。以下同じ。）を含む水が当該特定施設を設置している工場又は事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 略 （検査）</p> <p>第45条 略 2～4 略</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、佐賀市の区域においては、同項の規定による<u>立入検査</u>の権限は、佐賀市長が行うものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、知事が自ら行うことを妨げない。</p>	<p>2 汚水等に係る特定施設を設置している者は、当該特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、有害物質又は油（水質汚濁防止法第2条第5項に規定する油をいう。以下同じ。）を含む水が当該特定施設を設置している工場又は事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 略 （検査）</p> <p>第45条 略 2～4 略</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、佐賀市の区域においては、同項の規定による<u>知事の権限</u>は、佐賀市長が行うものとする。ただし、<u>ばい煙に係る特定施設が設置されている工場若しくは事業場又は揚水施設の設置場所への立入検査</u>は、特に必要があると認めるときは、知事が自ら行うことを妨げない。</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第6条の見出し及び同条第1項並びに第40条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の佐賀県環境の保全と創造に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により知事がした命令その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に旧条例の規定により知事に対してなされた届出で、同日以後においては佐賀市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後は佐賀市長がした命令その他の行為又は佐賀市長に対してなされた届出とみなす。